高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 保険料の賦課限度額の見直し

区 分	改正前	改正後
医 療 分	5 1 万円	5 2 万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介 護 分	14万円	16万円
合 計	81万円	8 5 万円

(2) 軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し

区	分	改正前	改正後
5割軽減基準額		基礎控除額(33万円)	基礎控除額(33万円)
		+24.5万円×(被保険者数)	+26万円×(被保険者数)
2割軽減基準額		基礎控除額(33万円)	基礎控除額(33万円)
		+45万円×(被保険者数)	+47万円×(被保険者数)

[※] 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者 医療の被保険者に移行した者を含む。

(3) 基礎賦課総額の算定に関する特例の恒久化

特例内容	改正前	改正後
保険財政共同安定化事業		
及び高額医療費共同事業	平成22年度~	恒久的措置
に係る拠出金及び交付金	平成26年度	巨火山知日巨
の額を含めて算定する		

2. 適用

平成27年度分の保険料から適用